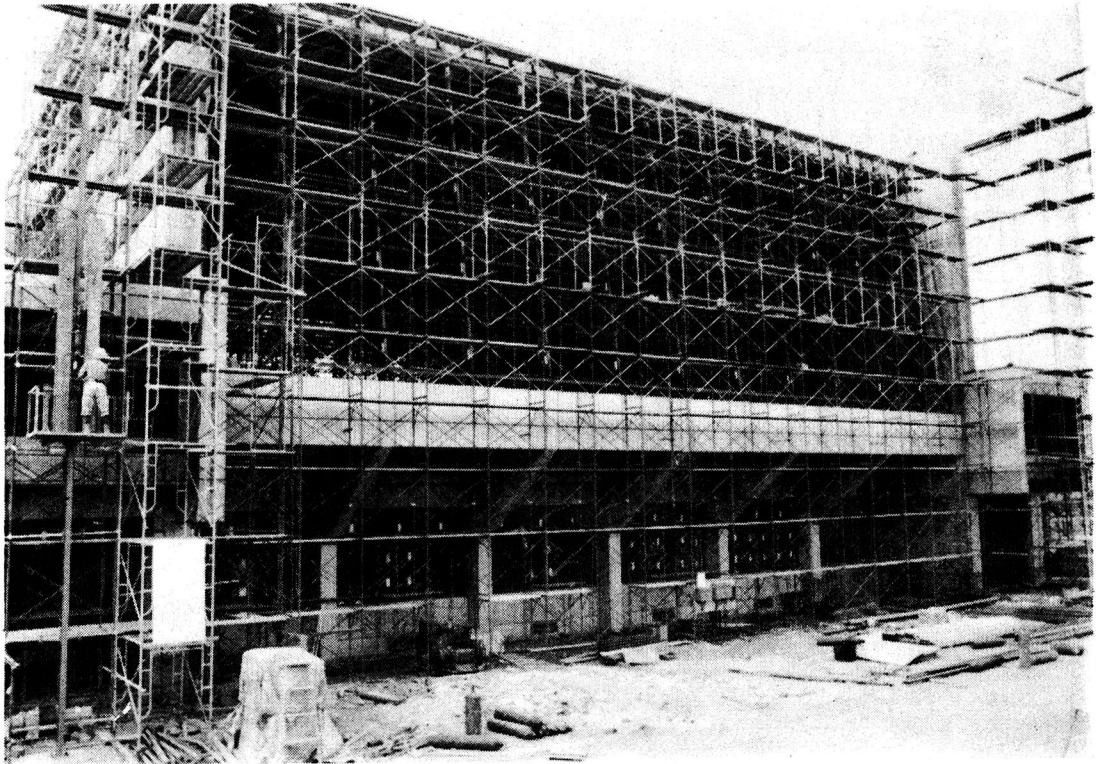


議 会 報

ふつさ

No. 11

昭和47年11月25日
 福生市議会事務局
 ☎ 0425-51-1511(代)



完成まじかい市民体育館

提出議案と結果

第三回定例会

- 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
原案可決
- 福生市老人福祉手当条例
原案可決
- 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算(第三号)
原案可決
- 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
原案可決
- 昭和四十七年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)
原案可決
- 昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定について
原案認定
- 東京自治会館組合の設立について
原案可決
- 境界変更に関する申請について
原案可決
- 町字区域の変更について
原案可決
- 福生市教育委員会委員の任命同意について
原案同意
- 衆議院議員の定数は正の要望に関する意見書
原案可決

第三回臨時会

- 福生市農業委員会委員の推せんについて
原案同意
- 契約締結について(福生市立福生第六小学校増築第四期工事)
原案同意

第四回臨時会

- 福生市監査委員の選任同意について
原案同意
- 福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
原案同意

第三回定例会

第三回福生市議会定例会が、去る九月二十日から九月三十日まで、の十一日間にわたって開かれました。

この定例会では、七名の議員により市政全般にわたる一般質問が行なわれました。

つづいて市長提出議案十一件、議員提出議案一件、請願二件、陳情三件について審議されました。

議案ではこれらの議案、請願などのうち福生市国民健康保険条例の一部改正ほか条例一件、昭和四

寝たきり老人に月額三千円

老人福祉手当を支給

市内の六十五才以上の寝たきり老人に対して月額三千円の老人福祉手当を十月一日から支給するための福生市老人福祉手当条例が可決されました。

この手当の支給要件は、市内に住民登録されている六十五才以上の老人で寝たきりの状態が六カ月以上、または今後六カ月以上寝たきりの状態が続くと認められる老人です。

所得の制限については、本人の

昭和四十六年度の福生市

水道事業会計決算を認定

監査委員決算意見

(収益的収入及び支出)

収益的収入および支出の予算に対する決算の状況は、収益的収入

十七年度福生市一般会計補正予算(第三号)ほか補正予算二件、昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定、請願、陳情をそれぞれ

の担当委員会に付託し第一目を終りました。以後休会として付託された案件について各委員会を開き慎重審査を重ね最終日に委員会報告があり、それら委員長の報告と折り可決、認定、採択され、この会期中に結論の出なかった案件を閉会中の継続審査と決めて閉会しました。

前年度の所得税が課税されていない人。市による施設に入所していない人に一カ月につき三千円が毎年四月、八月、十二月の三回に分けて前月分までのものを支給されます。

これらのかたがたは市長に申請し受給額の認定を受けることになっております。この審査においては、認定事務の簡素化について、多くの要望がありました。

において三百七十七万九千円増収し、支出において八百六十四万九千円の不利益を生じており予定額より、はるかに多く本年度も一千三百三十五万九千円の純利益を出して決算されました。

(資本的収入及び支出)

収入予算額八千九百六十四万九千円に対し、八千九百七十二万九千円の収入で収入割合は一〇〇・〇九%となり前年度に対し一〇・〇七%の増である。支出については、予算額一億二千二百三十四万九千円に対して、決算は一億一千七百六十四万九千円で九六・一六%の執行割合となり、前年度に対して一〇・二八%の減である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する二千七百九十一万九千円は、当年度損益勘定留保資金二千五百九十一万九千円および建設改良積立金二百万九千円を補てんしている。

(決算監査のむすび)

決算諸表の処理は、法令の規定および一般に公正妥当と認められる前年度に引き続き黒字となり、昭和四十七年三月をもって終了する事業年度の経営成績、財政状態が決算諸表に適正に表示されて、企業の経営方針が順調であったことが認められた。

しかしながら最近水の需要が毎年増加の傾向をたどっているが、現状では給水量の伸びも急激な増加ではなく平均しての増加であるにもかかわらず水資源の確保、給水地域の拡大等による投資が経営成績に大きく影響する結果となっ

ている。また、人件費および諸経費の高騰も見逃せない要素となっている。

いうまでもなく独立採算方式の企業会計であるため、経営については常に分析検討し、長期的視野にたつて計画的運営、資金の効率的な運営、適正な財務管理等に留意し、経営指標による事業実態を把握し、特に経営努力が原動力となる事業の健全化を期せられたいとむすんでいます。

この審査にあたって議員より、総収益に対する、総費用の割合は現在人件費などの節減をはかるなどしての経営努力により黒字となつてはいるが、昭和五十年頃を境に赤字となることであり、今後団地などの建設により都の分水が必要になると、この傾向は一層早くなると思われるので事業の運営長期計画などについて十分留意されたなどの要望があり、水道事業決算を認定しました。

業 務 実 績 表

項 目	昭和46年度	昭和45年度	すう勢比率(%)				46年度 対前年度 比率	26市平均	備 考
			42年度	43年度	44年度	45年度			
総人口(人)	45,493	44,177	100.00	102.44	105.08	105.74	108.89	102.98	年度末現在総人口
計画給水人口(人)	100,000	100,000	100.00	101.82	181.82	181.82	181.82	100.00	計西区内人口
現在給水人口(人)	44,486	43,073	100.00	102.44	105.08	105.75	109.22	103.28	年度末現在給水人口
普及率(%)	97.5	97.5	/	/	/	/	/	100.00	年度末現在総人口×100
給水戸数(戸)	12,741	12,234	100.00	104.43	109.54	113.94	118.66	104.14	年度末現在総世帯数
給水栓数(栓)	12,741	12,234	100.00	104.43	109.54	113.94	118.66	104.14	年度末現在栓数
配水量(m ³)	4,044,841	3,734,762	100.00	107.78	119.53	119.73	129.67	108.30	年間総配水量
給水量(m ³)	3,607,295	3,281,741	100.00	106.10	116.91	126.36	138.89	109.92	年間総給水量
有収水量率(%)	89.18	87.87	/	/	/	/	/	84.43	給水量×100
職 員 数(人)	28	29	100.00	112.12	106.06	87.88	84.85	96.55	年度末現在
内 訳	23	24	100.00	100.00	96.67	80.00	76.67	95.83	"
資本勘定(人)	5	5	100.00	233.33	200.00	166.67	166.67	100.00	"
1㎡当り収益(円)	45.42	46.45	100.00	124.72	125.96	128.03	125.19	97.78	総収益
1㎡当り費用(円)	41.72	39.80	100.00	111.60	115.51	113.68	119.17	104.82	総費用
1㎡当り給水収益(円)	38.35	38.61	100.00	142.21	148.94	151.17	150.16	99.33	給水量×100

国民健康保険に

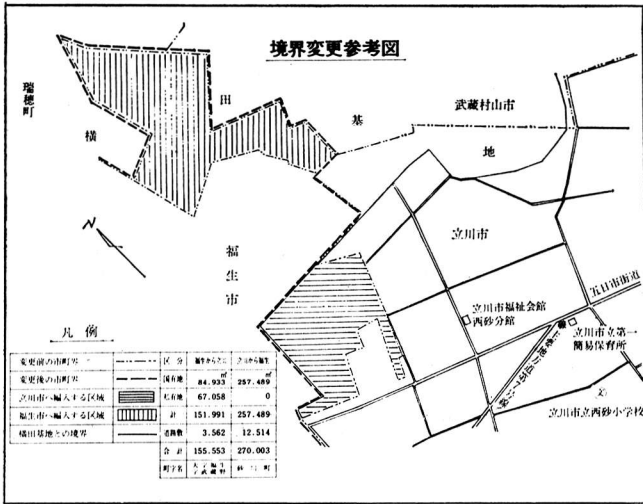
外国人の加入範囲を拡大

福生市国民健康保険条例の一部が改正され、外国人が国民健康保険に加入できる範囲が拡大され、外国人の国民健康保険加入については、陳情書が提出され議会で審議されてきました。

この外国人は外国人登録原票の

国籍が韓国および朝鮮、中国でこれらの外国人の対象者は、現在約五百八十名です。このうちすでに国民健康保険に加入している方は百十人です。加入を希望する方には、国民健康保険加入手続き、保険料などについて十分説明することになっていきます。

横田基地内と砂川地区を境界変更



昭和四十六年六月十七日付けで立川市砂川町の一部市民から陳情があり、長い間審査をつづけてきた行政区域の変更がこのたび立川市との協議が成立し、上の図面のように昭和四十八年四月一日から境界変更したいと東京都に申請することにしました。

衆議院議員の定数は正の

要望に関する意見書

国民意志を公平に反映する選挙制度については、時代に即応した内容とすべく根本的改善を検討しておるやに仄聞しております。

公職選挙法によれば、五年ごとの国勢調査結果に基づき人口数等を勘案して定数は正が実施されてしかるべきにもかかわらず、現況は昭和二十五年以来今日まで放置されている。このことによる不均衡は参政権の不平等となって現われ

ており、速かに是正されるべきで憂慮に堪えないところである。

殊に、東京都第七区にあっては人口の流入は甚だしく、昭和四十四年十二月執行の選挙執行時における有権者は、百六十九万百余名にもほり、議員一人当りの有権者数は三十二万百余名で、全国平均の二・二五倍の高率を示している。今後このままに放置するに於ては、人口は更に増加し、全国比

率も高まる一方である。

今後、地域住民の意志を国政の上に正しく反映させるためには、公職選挙法の精神にのっとり可急的速かに議員定数の増員をはかるべきであると考え強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十七年九月二十日

東京都福生市議会
議長 末次 性男

内閣総理大臣 あて
自治大臣 あて

今回の豆知識は、市議会議員の年金などについてお伺いします。

(問) 議員は二期(八年)くらい在職する恩給がたくさんもらえると聞いていますがほんとうですか。

(答) 二期(八年)でなく三期(十二年)以上でないともえませんが、それも恩給ではなく年金で、これは地方公務員等共済組合法があり、その中に議員の分も含まれて

議会豆知識

(問) では、その額はいくらくらいなのでしょう。また、若くて議員をやめても三期以上ならもらえるのですか。

(答) 以前は退職時の報酬を基準にして、その額が決まりましたが今は、退職前月の三十六カ月

の平均報酬額を基準にして額が決められ、福生市の場合今の報酬が将来とも上らないと仮定して三期(十二年)に在職議員が年額二十四万円となります。また、若年停止の規定があり満五十五才以上でない支給されません。

(問) けっこう議員さんは優遇されますね。

(答) とんでもない、毎月個人が積立金をしていて、その分を返してもらおうのと同じですよ。

(問) それでは、保険と同じもので掛金を取られているわけですか。

(答) そうです。現在六万円月の報酬ですから法の定める算式により毎月五千四百円を納めているのですよ。

(問) 市民のほとんどの方は、いまの話しをあまり知りませんが

した。そのほか三期未満などの場合にはどうなりますか。

(答) 戦前の恩給制度のように掛金がなくて支給されるようなものは特殊な場合(旧軍人等)を除いては、いまは総て年金制度となっているのです。

三期在職しないで退職したときは、一時金支給の制度があります。これも四十年六月からの実施でそれ以前に退職した方は掛け捨てでした。現在自分の掛金総額に対する支給割合は三年から四年未満は百分の七十、四年から八年未満は百分の八十、八年から十二年未満は百分の九十です。

また、遺族年金の制度もあり、これは本人のもらえる分の半額、遺族一時金は本人のもらえる分がそのままもらえます。

農業委員会委員に

森田秀雄・村野 弘・平井賢治の

三氏を議会推せん

農業委員会委員は、農業委員会に
関する法律により、選挙以外の
委員を選任することになっていま
すが、このうち議会での推せん委
員を三名とし議員提案により、つ
ぎの三氏を委員として推
せんし、同意されました

- 住所 福生市熊川七五一
氏名 森田 秀雄氏 四十九才
 - 住所 福生市福生四一九
氏名 村野 弘氏 五十四才
 - 住所 福生市熊川二八
氏名 平井 賢治氏 四十六才
- (第三回臨時会)

監査委員に

山下久吉氏を再任

福生市の監査委員の定
数は、二名で市議会議員
と知識経験者となってい
ます。

- 十九日をもって任期満了となり、
再び監査委員として選任したいと
して提案され同意されました。
 - 住所 福生市志茂一六〇
氏名 山下 久吉氏 五十五才
- (第四回臨時会)

臨時会と各種行政委員の選任

固定資産評価審査委員会

委員に磯村武夫氏再任

固定資産評価審査委員
会の委員は、主として固定資産課
税台帳に登録された事項について
の不服を審査決定することを任務
としています。

- 去る八月三十一日をもって磯村
武夫氏が任期満了となりましたの
で、再び委員として選任したいと
して提案され同意されました。
 - 住所 福生市本町二
氏名 磯村 武夫氏 六十六才
- (第四回定例会)

教育委員会委員に

田村政一・町田倍二の両氏を再任

教育委員会委員は、五名となっ
ていますが、九月三十日をもって
四年の任期が満了となったため、
つぎの二氏を教育委員として、再
び選任したいとして提案され同意
されました。

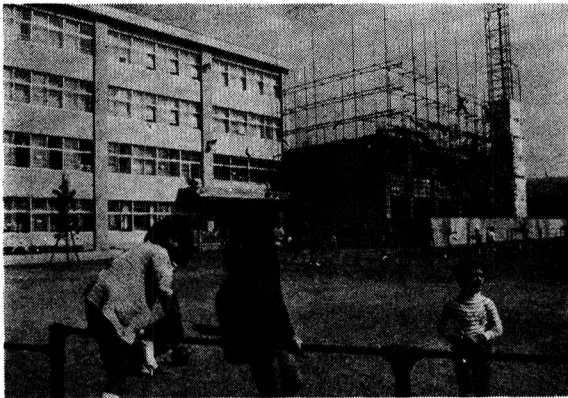
- 住所 福生市福生一、一〇五
氏名 田村 政一氏 六十二才
 - 住所 福生市福生九〇八
町田 倍二氏 四十七才
- (第三回定例会)

第六小学校増築

第四期工事に着手

第六小学校は、二カ
年にわたって施工する
ことになっていますが
この臨時会で六千七百
二十万円をもって防音
併行工事を除き、鉄筋
コンクリート造り、陸
屋根三階建、床面積一
三一〇・五二平方メー
トルの普通教室六、特
別教室として図工室一
玄関、事務室、警備員
室、放送室、更衣室、
配膳室などで、工期四
十八年五月三十一日ま
での工事を島藤建設工
業株式会社と契約する
ことに同意されまし
た。

(第三回臨時会)



第6小学校増築工事

議 会 日 誌

七月	1日	市制施行記念日
	4日	東京都市議会議長会理事会
	11日	全員協議会、西都議長交誼会
	12日	議会運営委員会
	14日	二市二町議長会議
	19日	第三回臨時会、全員協議会
	21日	建設委員会、福生都市計画審議会、東京都市議会議長会理事会
22日		七夕まつり実行委員会
24日		地域地区変更説明会
25日		総務委員会
26日		議会運営委員会研修視察(27日まで)立川横田基地対策連絡協議会
28日		八高線電車化期成促進同盟会総会
八月	1日	青梅線五日市線改善期成同盟会
	2日	東京都市議会議長会定例会
	4日	横田基地対策特別委員会
	5日	西多摩衛生組合議員協議会
	8日	委員長会議
	9日	西多摩衛生組合加入市町議長会議
	10日	厚生委員会
	11日	立川横田基地対策協議会陳情
	12日	全員協議会
	14日	多摩川上流流域下水道促進

福生駅東口

開発の四十八年度
までの実施計画は

質問 福生駅東口開発は一向に進展がなく、地区住民から早期実現を要望されている。

昭和四十八年度東口開発予定案について明確に答弁されたい。
市長 どうしてもやらなければならぬ事業で懸命に都の係官と折衝を重ねている。

今後、議員各位、都市計画審議会委員のご了解を得たうえで十月下旬を目途に地域の説明会に入りたい。その後の見直しは、四十七年度中に区域の決定をせひしていただき、そして四十八年の夏頃までには事業決定までもって行くスケジュールで現在進んでいる。

区画整理施行後の

舗装を早期にされたい

質問 区画整理が完了して十年も経過した加美平地区は、まだ未舗の箇所もあり協力した地区関係住民に不自由させており、不満の声の高まるのも当然である。

未舗装で放置して来た理由と今後の計画を聞きたい。

建設課長 加美平、武蔵野台の区画整理区域は、昨年一括して道路認定をし市の道路として管理することになった。

その後、財源の問題があり、逐

次生活道路的なものから舗装する計画を持っている。この地区の通学路についてはすでに現在工事中であるが、その他は、今年度の財源の範囲でやって行き、来年度においてそのうち何本かは計画にのせるつもりである。

日曜祭日診療について

制度化されたい

質問 最近市民から日曜、祭日、夜間の受診の要望があり先進地では市内の病院と医療協議会を設け休日診療を決めてPRし市民の不安を解消しているというが、このような考えがあるか。

市長 日曜祭日の診療については、医師会と長い間折衝しているのが次第に煮つまっており、そう遠くなく日曜、祭日の診療は可能であると考え

る。これには多少の予算も計上が必要で、次回の補正予算に計上したいと考える。

このことは、広報紙等でPRしながらぜひ実施したい。

六十五才以上の

老人に対する傷病費などの公費負担の考えは

質問 敬老の日を迎えるたびに老人問題は、今日一日だけの行事ではないと云われながら、いつしか老人の存在そのものが忘れられて

いる。

そこで老人手帳を持っている人に対して、病氣、けがをした場合の治療費や入院費などを全額負担すべきと思う。この対象を六十才が無理ならば六十五才とし、家族に気がねなく療養できると云う、老人の願いをかなえられたい。

また、これらの老人の風呂代、調髪代、眼鏡、補聴器、マッサージおよび帰省費等は半額を市で負担し、幅広い老人特別優

遇制度をぜひ推進されたい。
市長 老人特別優遇制度は、きわめて結構な考えである。いま都で七十才からの制度を実施しており、来年一月から国の方も実施することになっている。調査による

と六十五才から六十九才まで約六百人の該当者があり、これを計算すると現在はずかし

いではなからうかと思

う。
調髪、あんま、マッサージ等も同様であるが、大変よいことであり、一日も早く実現できるように努力しなくてはならないと考える。

一 般 質 問

のコミュニティーセンター等の建設の考えは

質問 わが国においても週休二日制の段階的移行がはつきりしてきている。

調査によると地方自治体の週休二日制実施状況は愛媛県、三重県高知県が採用している。ただしこれらの県では隔週に週休二日制とし、土曜日は職員のみが一日勤務、日曜日開設など住民サービスをはかっている。このため県民から好評と聞く。これと関連して一億総レジャー時代といわれる今日レジャーを楽しむ、人間性豊かな社会生活ができるよう公営の施設

(六頁につづく)



みんなで祝う敬老の日

16日	協議会発会式
17日	三多摩上下水道建設促進協議会第一(上水)委員会
18日	三多摩上下水道建設促進協議会第三(道路)委員会
19日	三多摩上下水道建設促進協議会第二(下水)委員会
20日	狭山火葬場組合協議会
21日	議会運営委員会、議会報編集委員会
22日	総務委員会行政視察(24日まで)
23日	新九市議長会、青梅線五日市線八高線改善期成同盟会議
24日	第四回臨時会
25日	福生地区消防組合関係議長会
26日	九月
27日	委員長会議
28日	東京都市収益事業組合議会
29日	全国基地協議会理事會
30日	仮称市民体育館建設特別委員会
31日	福生地区消防組合協議会
10月1日	議会運営委員会
10月2日	七夕反省会
10月3日	第三回定例会(第一日目)
10月4日	全員協議会
10月5日	厚生委員会
10月6日	仮称市民体育館建設特別委員会、建設委員会
10月7日	総務委員会
10月8日	議会運営委員会
10月9日	第三回定例会(最終日)全員協議会

(五頁から)

をふやし、家族ぐるみのレジャーを楽しめるコミュニティーセンターとして多摩川の自然環境を生かした施設等をつくる考えがあること。市長 週休二日制に踏み切ることには、ますますはとうていできないが深い関心を持って研究し、市民もそのほうがよいとなれば実施しなければならぬと思う。

ご指摘の点は、先輩市のような専門家、都、自治省の意見について十分勉強して行きたい。市の施設を建設する場合は総て地域のコミュニティーも兼ねるといって進めている。

公共施設の管理運営に

ついてお尋ねしたい

質問 市民の身近で切実な日常生活の中におけるこまかい問題が住民福祉につながるものであり、地方自治体の姿勢が問われるものである。

そこで公共施設の整備計画、管理運営及び改善策について、下記の四点をお尋ねしたい。

第一点、多額の経費をかけた近代的でりっぱな市民体育館が来年少々完成するが、管理運営いかにして宝の持ちぐされになる。体育館運営上の生命とも思われる体育指導者の募集人選はどのように進んでいるか。また、体育館完成により、市民から親しまれてきた武道館の今後の管理運営、あるいは施設

設の利用変更を考えているか。

第二点、市営水泳場は、市民の体育向上と健康の増進のための社会体育施設としてつくられたものであるが、市民が、都合をつけて子供を連れて行ったが、泳ぎの練習どころか水につかっていることが精いっぱいであったと聞く。この原因は無差別に管外者を入場させているという声があり、私はこの目でみるのが市民に対する義務と考えプールに出かけてみると大型バスの団体が入場していた。このような団体の入場を規制することはできないのか、また、規制案の検討をされたか。

第三点、南公園の整備のため、多額の予算をとっているが、護岸工事なども多摩川の増水により水に流すようなことがあってはならない。また夏に木陰一つ造れない制限があり、冬は寒風にさらされ、そのうえ街はずれで公共施設としては、不向きではないもので利用の便のよい公園とは云えないと思うがどうか。

今後の公園整備計画、構想などについてお尋ねしたい。

第四点、旧と畜場跡地の利用はよく検討したいと前回回答したがその後どのような利用計画を持っているか。区画整理事業も進んでいる現在市民の喜ばれる利用度の高い公共施設になるのではなから

一 般 質 問

うかと思うがどうか。

市長 第一点、市民体育館完成により、体育指導員が責任をもって指導するには学校を出たてよりは経験者がよろしいと考え、その指導員を含め予定としては三名くらいを考えている。武道館は、現在のところ寄付者のご了解を願ひ予防接種の会場にいたしたい。

将来については、公益質屋と同時に考える問題と思う。

第二点、市営プールの入場者は約三分の一が管外者で市民にご不便をおかけしているが、市民も他市町の施設を利用してもっており、この程度はやむを得ないと思う。東京方面から団体利用電話もあると聞か全部お断りしている。

ご指摘については、秋川渓谷へ行く途中でおりたものと想像するが、今後はこのような場合はお断りしたい。

第三点、南公園のグラウンドの多摩川増水による被害は当市が一番少なかったと聞く。この河川敷公園は、財政力と適当な場所があればそこに造るのが一番理想的である。しかし、現在の南公園以外に造る場所がなく、道義的にある程度工事しないわけ



小学校附近のスクールゾーン

ンの警察からの説明を聞き、全員が不満であった。これは突然一方的に市道をその時間帯を一切の自動車の出入を禁止するというもので、地区住民の希望は一切取り入れられない、警視庁管下一斉の規制であると説明された。このことは、今後生活上重要なことで、市として地区住民の苦衷を察し、警察と協議し、何らかの対策を取らねばならない。

市長 各学校のスクールゾーンは国の方針である。教育委員会と私の立場では自動車は通らない方がよいが、職業上やむを得ない人がいる場合は特例を認めていただきたいと考える。このことは、福生警察署長にも面会してお願いし、ご意見も聞いた。その席でなるべく趣旨にそうよう考えてみると云われた。いましばらくお待ちいただきたい。

横田基地からの給水停止による基地前ハウスなどの対策は

質問 横田基地米軍司令官から基地より給水されている建物に対して、突然七月三十一日付で基地区域外の居住者に水道などの供給を九十日の猶予期間をもって停止すると通告され、基地前ハウス約百軒は所有者、居住者とも重大な問題となっている。これに対して、どのような対策

各小学校附近のスクールゾーンの拡大は地元民を無視している

質問 小学校附近のスクールゾーン

(七頁へつづく)

(七頁から)

に關する条例」が九月定例会で可決されるものと思ひ、これらと併わせ市としても研究検討して、保存できる方向でまいりたい。

武蔵野台地区のゴミ収集を毎日できないか

質問 武蔵野台地区は区画整理も終り、その目的にあった工場も多数進出して民家も多数建てられて

牛浜地区に

ちびっこ広場を築造

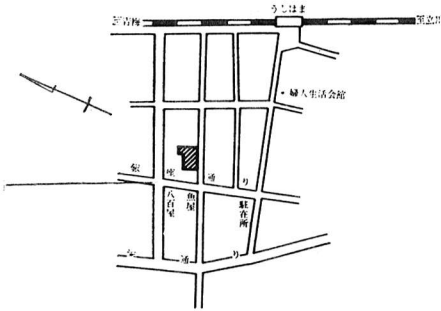
市では、農事組合と地主のご協力により、志茂五九番地内に面積九五八・六六平方メートル(二八九・九九坪)の用地を借りて、ちびっこ広場を築造するため一般会計補正予算第三号にこの予算が計上されました。

この地区は以前から遊び場がないとして地元議員より指摘し、要望されていたところだ。

今回の補正額は、東京都の青少年遊技場対策費の補助金をもらい、ちびっこ広場の築造に取りかかろうとするものです。

この工事費は当初予算とあわせ七十五万円で周囲に金網柵をつくり銀座通りに通する五メートル私道のつ

ちびっこ広場の位置



きているが、市街地では毎日収集されているゴミ収集が、現在一日おきになっている。委託業者を指導監督して毎日収集されたい。

け換え、内部の砂場、池をつくるもので、今後ブランコベンチ、鉄棒などを添えて行こうとするものです。このほかちびっこ広場開園のため補償費六十万円が追加補正されました。

第三回定例会までに審査した。請願、陳情はつぎのとおりです。

採択されたもの

請願第六号 交番設置に関する請願書

提出者 福生市熊川一四一四ノ一二 玉川台町会長 柏木 武氏

請 願 と 陳 情

福生市熊川一三一五 富士見台町会長 大和昭造氏
福生市熊川四六九 武蔵野台町会長 森田米蔵氏
福生市熊川一四三三 福栄町会長 馬場吉蔵氏ほか三二二名

請願第七号 雨水溝設置に関する請願書

提出者 福生市福生八七六 阿部哲也氏ほか三二一名

継続審査と

したもの

陳情第七号 地域児童図書館設置に関する陳情書

提出者 福生市熊川一三

九 熊川団地親子読書の会、細田登子氏

陳情第八号 ホテル保護条例の設置に関する陳情

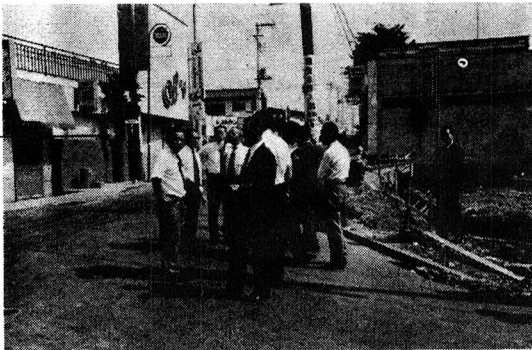
提出者 福生市熊川一〇二三三 熊牛町会長 中村益雄氏

取りさげ

願いのあったもの

陳情第五号 議会の議決を要する契約金額の引上げに関する陳情書

提出者 中央区八丁堀一二一五 一 社団法人 東京建設業協会 会長 小川耕一氏



請願力所を視察する議員

編集後記

皆さま方には、野に山にお出かけになったり、読書を楽しまれたりして去り行く秋をお過ごしのこととぞんじます。

「議会報ふっさ」第十一号をお届けいたします。

本号では、議会で審議したおもしろな案件、一般質問のほか、市民の皆さまに議員の個人のことについても知っていただくよう年金などについても知らせいたしました。皆さまのご意見、ご要望をお待ちしています。

議 会 を 傍 聴

しましゅう

つぎの定例会は

12月に開かれます

議会では近畿、中国地方の災害義援金として、五万円を七月十九日NHKに委託しました。